

資料4

配慮書についての静岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

「(仮称)浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書」より抜粋

表 7-2(1) 静岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

1. 全般的な事項	
(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日建設省令第10号)」や本意見を踏まえ、適切に選定すること。また、環境影響評価方法書には、最新の文献、データ及び知見を踏まえ、調査等を行う具体的な地域、地点及び期間等を記載するとともに、参考とした文献等や事業実施区域及びその周辺の地域概況の詳細な情報も記載すること。	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」、「環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日建設省令第10号)」や静岡県知事からの意見のほか、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 また、調査等を行う具体的な地域、地点及び期間等は方法書第8章に、参考とした文献等や事業実施区域及びその周辺の地域概況の詳細な情報は方法書第4章に記載しました。
(2) 配慮書で示されたルート帯案には、自然公園、鳥獣保護区、重要湿地、希少な動植物の生息、生育地等の環境の保全上、重要な地域が存在し、また、保育所、小学校、中学校、社会福祉施設、病院等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在することから、ルート帯の選定を含む事業計画の検討に当たっては、これらへの影響を極力回避又は低減すること。また、方法書にはルート帯選定の過程及び理由を記載すること。	今後の事業計画の検討に当たっては、環境の保全上、重要な地域や、環境の保全について配慮が特に必要な施設への影響を極力回避又は低減します。 また、ルート帯選定の過程及び理由については、方法書第3章第3節に記載しました。
(3) 本事業を進めるに当たっては、地域住民に対し、ルート帯選定をはじめとした本事業の計画概要と環境影響等について、参考とした文献等を用いてわかりやすく情報を提供するとともに、丁寧な説明を行うこと。	本事業を進めるに当たっては、計画概要と環境影響等について、地域住民に対し、わかりやすく情報を提供するとともに、丁寧な説明を行います。

表 7-2(2) 静岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

2. 個別事項	
(1) 大気環境 本事業の工事中における建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用開始後における車両の通行に伴う排気ガス、騒音及び振動による自然環境や生活環境への影響が懸念されることから、方法書においては、「大気質」、「騒音」及び「振動」を環境影響評価の項目として選定すること。	本事業の工事中における建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用開始後における車両の通行に伴う排気ガス、騒音及び振動の影響を把握するために、方法書において、「大気質」、「騒音」及び「振動」を環境影響評価の項目として選定しました。
(2) 水環境 本事業のトンネル掘削等による周囲の河川の流量及び地下水の水位の変化や、工事に伴う濁水の発生等による水質の変化が農業用水等の利水や水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、方法書においては、「水環境」を環境影響評価の項目として選定し、影響範囲を想定した上で調査地点を示すこと。	本事業のトンネル掘削等による周囲の河川の流量及び地下水の水位の変化や、工事に伴う濁水の発生等による水質の変化を把握するため、方法書において、「水環境」を環境影響評価の項目として選定しました。調査地点については、方法書第8章に記載しました。
(3) 地形及び地質 事業実施区域及びその周辺には、蛇紋岩や石灰岩を由来とする特殊な土壤や、大型哺乳類等の化石が発掘された貴重な地域が含まれることから、方法書には、事業の実施が重要な地形及び地質に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、場所及び時期を記載すること。	事業の実施が重要な地形及び地質に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、場所及び時期を検討し、方法書第8章に記載しました。
(4) 動物・植物・生態系 ア 事業実施区域及びその周辺には、静岡県レッドデータブックに掲載されている重要な動植物が多数生息、生育している上、蛇紋岩や石灰岩を由来とする特殊な土壤には地域特有の植生の成立や、それに伴う特徴的な動物の生息の可能性があることから、方法書には、調査対象とする種を明示するとともに、生息、生育状況を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。 イ 動物の中には、生息地と繁殖地間や個体群間を移動する種が存在し、事業の実施によりこうした移動が分断されるおそれがあることから、動物の移動についても考慮すること。 ウ 「豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート」のルート帶には、県指定天然記念物であるトキワマンサクの北限群生地が存在していることから、事業の実施が群生地に及ぼす影響を回避すること。	ア 動物、植物への影響について、具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を検討し、方法書第8章に記載しました。 イ 動物の移動が分断されるおそれがあることから、今後の詳細な道路構造の検討に当たっては、動物の移動についても考慮します。 ウ トキワマンサクの北限群生地については、専門家等の助言を受けながら、事業による影響の回避に努めます。

表 7-2(3) 静岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

2. 個別事項	
(5) 景観 事業実施区域及びその周辺は、浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい自然景観を有し、名勝「浜名湖」として指定されており、多くの人々から親しまれている。また、みかん畑が広がる丘陵地や、寺院や庭園等の歴史的、文化的資源が存在し、地域独自の景観を形成していることから、方法書には、主要な眺望点を選定した上で、事業の実施が景観に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、時期及び頻度を記載すること。	浜名湖や地域独自の景観を踏まえて主要な眺望点を選定し、事業の実施が景観に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、時期及び頻度について、方法書第8章に記載しました。
(6) 廃棄物等 建設発生土及び建設汚泥等の建設副産物は、可能な限り再利用に努め、環境負荷の低減を図る必要があることから、方法書においては、「廃棄物等」を環境影響評価の項目として選定すること。	方法書において、建設発生土及び建設汚泥等の建設副産物を対象とした「廃棄物等」を、環境影響評価の項目として選定しました。
(7) その他 事業実施区域及びその周辺には、史跡、遺跡、古墳群等が多数確認されている上、埋蔵文化財包蔵地が広く分布していることから、事業計画の検討に当たっては、これらの史跡等の存在に配慮すること。	今後の事業計画の検討に当たっては、史跡、遺跡、古墳群等や、埋蔵文化財包蔵地等の存在に配慮します。